事　案　の　公　示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第１１号

令和８年１１月２日

近　畿　運　輸　局

事案番号	件名	届出事業者名	休止又は廃止しようとする路線（起点・終点）	運 行 系 統	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止を必要とする理由
１	廃止	阪急バス株式会社	起点（１）：大阪府茨木市泉原２１の１（千提寺口交差点） 終点（２）：大阪府茨木市彩都はなだ１丁目１（ダムパークいばきた前停留所（南行）） キロ程５．９km 起点（３）：大阪府豊能郡豊能町木代７９２番地１先（希望ヶ丘交差点） 終点（４）：大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘５丁目７番地先（希望ヶ丘東交差点） キロ程０．９km 起点（５）：大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘５丁目７番１（豊能営業所出入口） 終点（６）：大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘５丁目７番１（希望ヶ丘東停留所（豊能営業所構内）） キロ程０．０２km 起点（７）：大阪府茨木市大字銭原６０２番地の１先（銭原停留所） 終点（８）：大阪府茨木市忍頂寺１３４（忍頂寺交差点） キロ程３．６km 起点（９）：大阪府茨木市彩都あかね三街区先（彩都あかね交差点） 終点（１０）：大阪府茨木市福井２４９０番地先（東福井３丁目交差点） キロ程３．４km	忍頂寺車作線１－Ａ（阪急茨木市駅（西口）～ＪＲ茨木駅～府民センター前～中河原南口～上福井～彩都あかね１～庄之本～泉原～千提寺口～忍頂寺～千提寺口～上音羽～福田～余野（東能勢中学校前）） 忍頂寺車作線１－Ｂ（阪急茨木市駅（西口）～ＪＲ茨木駅～府民センター前～中河原南口～上福井～彩都あかね１～庄之本～泉原～千提寺口～忍頂寺～千提寺口～上音羽～希望ヶ丘東） 忍頂寺車作線１－Ｃ（阪急茨木市駅（西口）～ＪＲ茨木駅～府民センター前～中河原南口～上福井～彩都あかね１～庄之本～泉原～千提寺口～忍頂寺） 忍頂寺車作線登１－Ｇ（彩都あかね３～庄之本～泉原～千提寺口） 忍頂寺車作線登３－Ｂ（忍頂寺～下音羽～銭原）	２０２７年４月１日	廃止を予定する運行系統については、利用者の減少に伴い、昨今の運転士不足の状況を鑑みると、当該区間の輸送に輸送資源を投入する余力はなく、何より利用環境・利用状況が今後回復することは見込めないことから、当該路線を廃止を実施する運びとなった。

				忍頂寺車作線５－Ａ（阪急茨木市駅（西口）～竹橋町～耳原～安威南口～桑原橋～生保～車作～安元～忍頂寺小学校前～忍頂寺～千提寺口） 忍頂寺車作線５－Ｂ（阪急茨木市駅（西口）～〈往〉竹橋町/〈復〉中央図書館前～三咲町～安威南口～桑原橋～生保～車作） 忍頂寺車作線５－Ｄ（車作～安元～忍頂寺小学校前～忍頂寺～千提寺口） 忍頂寺車作線登５－Ｅ（安威南口～生保～車作） 忍頂寺車作線登８－Ａ（車作～安元～忍頂寺小学校前～忍頂寺～千提寺口～上音羽）			

【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第１５条の２第２項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送（輸送・監査、企画輸送・監査）部門まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 事案の件名及び事案番号
③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の１０日前までに通知いたします。

【参　考】

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第１５条の２第１項の規定により、実施予定日の６ヶ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第３項及び第４項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。